

1 1 . 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

< 目標 >

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」は、女性の地位向上に当たり、平等・開発・平和の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。平成 17 年（2005 年）に開催された「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）で採択された宣言においては、「北京宣言及び行動綱領」及び平成 12 年（2000 年）に開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果文書が再確認された。また、その実施状況の評価・見直しが行われた。

これらを踏まえ、国内のあらゆる分野・地域において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、世界の女性の地位向上に貢献するため、男女共同参画社会の実現に向けた国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

施策の基本的方向

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野で情報化及びグローバル化が急速に進展し、国際社会の動向が直接・間接に我が国に影響を及ぼしていることから、国内における取組を行うに当たって、国際社会における取組の動向、成果及び経験を十分活用し、国際規範・基準の取り入れ・浸透を図ることが一層重要となっている。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」並びに、国連特別総会「女性2000年会議」において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

政府開発援助(ODA)の実施については、国連を始めとする国際機関や先進諸国において「ジェンダー主流化」(*)の観点からの援助を実施しているところである。我が国においても、男女共同参画社会基本法の基本理念並びにODA大綱(2003(平成15)年)及びODA中期政策(2005(平成17)年)に沿って、平成17年(2005年)の「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)において発表した「GAD(ジェンダーと開発)イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化していく。また、国際協力に携わる者のGADに関する認識の向上を促進する。さらに、これらを踏まえたODAの有効な実施・監視体制を整備するとともに、ODA政策及びその実施状況等について、国際機関及び国民に適時適切に説明責任を果たす。

ODA政策の立案及び実施に当たっては、女子差別撤廃条約等の基本的な国際条約・国際合意や開発途上国自身の開発戦略を十分に踏まえながら、参加型開発手法等の適切な方法を講じるなどして被援助国側の女性及び男性双方の参画が確保されるよう配慮し、個々の援助案件に男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。また、このようなODA政策の立案・実施を通じて、国際的な女性の地位向上に積極的に寄与する。

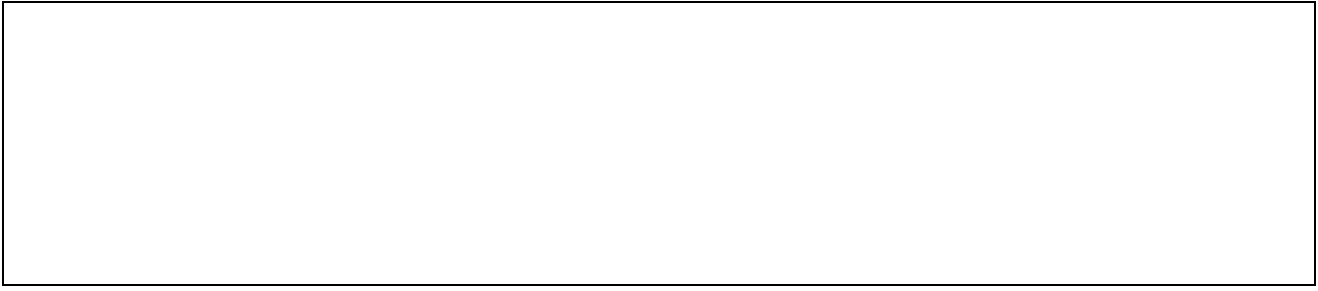
国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

具体的施策	担当府省
<p>女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。 上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、女子差別撤廃条約第6回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。 誰もが理解しやすい形で女子差別撤廃条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約やILO第156号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。 <p>未締結の条約に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。 <p>効果的な広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に、政策・方針決定者、法曹関係者、その他国民の幅広い層に対しての広報の方策を工夫しつつ進めるとともに、国際規範・基準の翻訳・普及を積極的に行い、これらに関する理解促進を図る。 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に当たっては、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。 	<p>内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>
<p>ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進</p> <p>援助政策における社会的性別の視点の導入強化・「ジェンダー平等」を推進する政策・制度支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平和構築、民主化、情報通信技術の格差是正、といった新しい開発課題にもどのように社会的性別の視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。 「GADイニシアティブ」の評価に当たっては、数値のみでなく、質の評価を行うよう努める。 個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。 開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。 <p>国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連開発計画(UNDP)日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金において男女格差の是正と女性のエンパワーメントを促進する案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金(UNIFEM)への支援を推進する。 「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果 	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>

なお、地球社会の「平等・開発・平和」の推進に当たっては、内外のNGOが重要な役割を果たしており、これらのNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

*「ジェンダー主流化」: すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス。あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段である。(「GADイニシアティブ」より)

<p>的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国における専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を一層推進する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国政府における「ジェンダー統計」の整備・提供とこのための体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。 	外務省、関係府省
<p>組織の能力向上及び体制整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 在外公館の「ODAジェンダー担当官」並びに独立行政法人国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の在外事務所において、社会的性別の問題に関する情報を共有するとともに、この問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行い、ODAにおける「ジェンダー主流化」のための現地体制を整備する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 国際協力に携わる者のGADに関する認識向上を促進するため、援助関連機関職員及び援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は国内外における議論も踏まえつつ改善する。 	外務省、関係府省
<p>ODA政策の広報の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況についてわかりやすい広報を行う。 	外務省、関係府省
<p>イ 国連の諸活動への協力</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす国連婦人の地位委員会及び女子差別撤廃委員会への積極的な参加又は貢献を行う。また、今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。 	外務省、関係府省
<p>ウ 女性の平和への貢献</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の1325号決議（2000年採択）の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。 	外務省、関係府省
<p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。 	外務省
<p>オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流に 	外務省、関係府省



<p>ついて、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける男女共同参画関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、男女共同参画に関する国際協力事業の一層の推進に努める。</p> <p>カ NGOとの連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。 	<p>外務省</p>
--	------------